

# [ 仕 様 書 ]

- 1 名 称 岩見川河川公園管理業務委託
- 2 目 的 本業務は、河辺豊成字宮下地内の岩見川河川公園を適正に管理し、公園利用者に対して、快適な公園利用を図ることを目的とする。
- 3 実施箇所 秋田市河辺豊成字宮下地内
- 4 実施時期 契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで
- 5 業務内容
  - (1) 除草
    - ア 作業の日程等は、事前に担当課と協議のうえ、その承認を受けること。
    - イ 6月から10月まで延べ3回実施すること。
  - (2) 園内清掃
    - ア 公園内に散在したゴミの収集を10月までに、1回実施すること。
    - イ 回収したゴミ等は、公園外運搬投棄するものとする。
  - (3) 水路清掃、除草
    - 公園内にある水路の清掃、除草、泥上げを1回実施すること。
  - (4) トイレ清掃
    - ア 6月から10月まで延べ12回実施すること。
    - イ 作業は、便器のほか、目視により内外壁に汚れがある場合は、清掃すること。
    - ウ トイレトペーパーは、随時補充し、ゴミは持ち帰りのうえ処分すること。
    - エ 業務実施のときに、当該施設の損壊等を発見したときは、速やかにその旨を担当課に報告すること。
  - (5) 写真管理
    - 写真管理については、各作業ごとに着手前、施工中、完了を撮影し、各作業内容が判断できるように編集すること。
- 6 業務完了報告
  - (1) 全ての業務が完了の後に、作業状況の確認ができる写真を添付のうえ、業務完了報告書を提出すること。
- 7 そ の 他
  - (1) 業務実施にあたり、公園利用者及び通行人等の安全確保には、十分留意すること。
  - (2) 作業の実施にあたり、必ず作業点検を実施し、作業機械器具類の点検整備、作業員の服装の点検、ヘルメットの着用、くわえタバコ禁止等の周知徹底等を確認すること。
  - (3) 業務は、関係法令、条例及び指導に基づき実施すること。
  - (4) 除草の際、石や砂利が飛散する場合があるので、注意して作業を行うこと。
  - (5) その他、業務実施にあたり必要な事項は、担当課と協議すること。
  - (6) 巡回中、施設の破損等や異常箇所を発見した場合は、担当課に報告するとともに速やかに安全を確保し適切な処置を講じること。